

法務省民二第 5 3 6 号
令和 4 年 4 月 1 4 日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて（依命通知）
標記については、本日付け法務省民二第 5 3 5 号民事局長通達が発出された
ところですが、同通達に係る取扱いの詳細について、別添のとおり「表示に関
する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）
を定めましたので、指針を踏まえて、各局の不動産の表示に関する登記の事務
取扱要領等における筆界確認情報の取扱いを整理し、適正かつ効率的な事務処
理を行うよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本件については、日本土地家屋調査士会連合会から各土地家屋調査士
会に対しても周知される予定ですので、申し添えます。